

政策的随意契約による物品の調達（役務の提供）について（契約前公告）

令和8年度 ヤング健診受診券はがき印刷業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を行うので、越前町財務規則第118条第2項第1号の規定により公告する。

令和8年4月13日

越前町長 高田 浩樹

1 契約の内容

- (1) 件 名 令和8年度 ヤング健診受診券はがき印刷業務 （別添、仕様書のとおり）
- (2) 場 所 越前町役場 健康保険課
- (3) 履 行 期 間 契約日から令和8年5月11日まで
住 所 丹生郡越前町西田中13-5-1
- (4) 発注担当課 担当課 越前町役場 健康保険課
連絡先 0778-34-8710

2 契約の相手方の選定基準

福井県内に所在すること。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。）を行う事業所として指定されている施設であること。

3 契約の相手方の選定基準

- (1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。
- (2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出先および提出期限

- (1) 開封日時および場所
日 時 令和 8 年 4 月 22 日（水） 午前 9 時 00 分
場 所 越前町役場 2階 会議室5
- (2) 開封日前日までに発注担当課へ郵送・持参可。※原則（1）日時場所へ持参すること。

5 その他

- (1) 見積書様式は越前町指定様式を使用すること。
- (2) 見積額は税抜きで記載すること。
- (3) 見積書の宛名は、「越前町長」とすること。
- (4) 見積書は封筒に入れ、封印し、表には「令和8年度 ヤング健診受診券はがき印刷業務 見積書在中」と記入すること。

